

日本映画大学ガバナンス・コードの適合状況について

点検日2023.3.30

事 項	適合状況	注 記
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会	○	
2-2 理事	△	(3) ③
2-3 監事	○	
2-4 評議員会	○	
2-5 評議員	△	(2)
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	
3-2 教授会	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	
4-2 教職員等に対して	○	
4-3 社会に対して	○	
4-4 危機管理及び法令遵守	△	(1) ③
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	

適合状況： 【○】全項目実施 【△】一部項目未実施 【×】全項目未実施

注 記（理由または今後の実施予定等）

2-2 (3) ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会の開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
2-5 (2) 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
外部理事及び評議員に対しては、会議開催前に審議事項に関する情報を提供しているところですが、必ずしも十分なサポートとは言えない状況です。今後は、事後のサポートも含めサポートの充実に努めてまいります。
4-4 (1) ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。
危機管理については、本学危機管理規程に則って対策を講じているところですが、事業継続計画（BCP）が未策定ですので、計画の策定に取り組んでまいります。